

18T-4H-1Z

クレーン等に関する法令

SAMPLE

BCSA

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

目 次

クレーン等安全規則

第1章 総 則 (第1条・第2条)	1
第2章 クレーン	4
第1節 製造及び設置 (第3条～第15条)	4
第2節 使用及び就業 (第16条～第33条)	12
第3節 定期自主検査等 (第34条～第39条)	22
第4節 性能検査 (第40条～第43条)	25
第5節 変更, 休止, 廃止等 (第44条～第52条)	26
第3章 移動式クレーン	29
第1節 製造及び設置 (第53条～第62条)	29
第2節 使用及び就業 (第63条～第75条の2)	35
第3節 定期自主検査等 (第76条～第80条)	42
第4節 性能検査 (第81条～第84条)	44
第5節 変更, 休止, 廃止等 (第85条～第93条)	45
第4章 デリック	49
第1節 製造及び設置 (第94条～第102条)	49
第2節 使用及び就業 (第103条～第118条)	54
第3節 定期自主検査等 (第119条～第124条)	60
第4節 性能検査 (第125条～第128条)	62
第5節 変更, 休止, 廃止等 (第129条～第137条)	63
第5章 エレベーター	66
第1節 製造及び設置 (第138条～第146条)	66
第2節 使用及び就業 (第147条～第153条)	70
第3節 定期自主検査等 (第154条～第158条)	72
第4節 性能検査 (第159条～第162条の2)	74
第5節 変更, 休止, 廃止等 (第163条～第171条)	75
第6章 建設用リフト	78
第1節 製造及び設置 (第172条～第179条)	78
第2節 使用及び就業 (第180条～第191条)	82
第3節 定期自主検査等 (第192条～第196条)	86
第4節 変更及び廃止 (第197条～第201条)	88
第7章 簡易リフト	90
第1節 設置 (第202条・第203条)	90

第2節 使用及び就業（第204条～第207条）	90
第3節 定期自主検査等（第208条～第212条）	92
第8章 玉掛け	94
第1節 玉掛用具（第213条～第220条）	94
第2節 就業制限（第221条・第222条）	97
第9章 免許及び教習	99
第1節 クレーン・デリック運転士免許（第223条～第228条）	99
第2節 移動式クレーン運転士免許（第229条～第234条）	107
第3節 削除	
第4節 教習（第240条～第243条）	110
第10章 床上操作式クレーン運転技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習（第244条～第247条）	111
附 則	113
関 係 様 式	125
関 係 告 示	153
クレーン等製造許可基準	155
揚貨装置運転実技教習，クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程	157
クレーン取扱い業務等特別教育規程	159
クレーン等運転関係技能講習規程（抄）	163
玉掛け技能講習規程（抄）	168
クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験規程	171
〔参考〕 クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士免許試験実技試験要領	174
関 係 法 令	179
労働安全衛生法（抄）	181
労働安全衛生法施行令（抄）	189
労働安全衛生規則（抄）	190
機械等検定規則（抄）	201
労働基準法（抄）	204
年少者労働基準規則（抄）	205
女性労働基準規則（抄）	205

クレーン等安全規則

昭和47年9月30日労働省令第34号
改正 令和元年11月1日厚生労働省令第67号

第1章 総 則

(定 義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第1条第8号の移動式クレーンをいう。
- 2 建設用リフト 令第1条第10号の建設用リフトをいう。
- 3 簡易リフト 令第1条第9号の簡易リフトをいう。
- 4 つり上げ荷重 令第10条のつり上げ荷重をいう。
- 5 積載荷重 令第12条第1項第6号の積載荷重をいう。
- 6 定格荷重 クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）でジブを有しないもの又はデリックでブームを有しないものにあつては、つり上げ荷重から、クレーンでジブを有するもの（以下「ジブクレーン」という。）、移動式クレーン又はデリックでブームを有するものにあつては、その構造及び材料並びにジブ若しくはブームの傾斜角及び長さ又はジブ

(定 義) (抄)

(令)第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 8 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。
- 9 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1平方メートル以下又はその天井の高さが1.2メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。
- 10 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が80度未満のスキップホイストを除く。）をいう。

(法第33条第1項の政令で定める機械等) (抄)

(令)第10条 法第33条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

- 1 つり上げ荷重（クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が0.5トン以上の移動式クレーン

クレーン等製造許可基準

昭和47年9月30日労働省告示第76号
改正 平成25年1月9日厚生労働省告示第1号

(クレーン等の構造)

第1条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

令第12条第3号に掲げるクレーン	クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）
令第12条第4号に掲げる移動式クレーン	移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）
令第12条第5号に掲げるデリック	デリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号）
令第12条第6号に掲げるエレベーター	エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）
令第12条第7号に掲げる建設用リフト	建設用リフト構造規格（昭和37年労働省告示第58号）
令第12条第8号に掲げるゴンドラ	ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）

(計算式、仮定及び実験値)

第2条 構造部分の強度計算の基準に採用されている計算式、仮定及び実験値は、すでに一般に承認されているもの、又は一般に承認されている計算式、仮定及び実験値から正当に誘導されたものでなければならない。

(検査設備)

第3条 クレーン等を製造しようとする事業者は、次の検査の設備を有する者でなければならない。

- 1 万能試験機
- 2 放射線試験装置

揚貨装置運転実技教習，クレーン運転実技 教習及び移動式クレーン運転実技教習規程

昭和47年9月30日労働省告示第99号
改正 平成21年3月30日厚生労働省告示第125号

(教習科目の範囲及び時間)

第1条 揚貨装置運転実技教習は，次の表の上欄に掲げる教習科目に応じ，それぞれ，同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる教習時間により行うものとする。

教習科目	範囲	教習時間
揚貨装置の基本運転	1 空運転で基本操作を行うこと。 2 質量の確認，荷のつり上げ，定められた経路による運搬，定位置への卸し等を行うこと。	4時間
揚貨装置の応用運転	各種の荷姿の荷をつつて運転を行うこと。	4時間
揚貨装置の合図の基本作業	呼び出し，荷のつり上げ，荷の卸し，荷の水平移動等の合図を行うこと。	1時間

- 前項の教習科目のうち，揚貨装置の基本運転及び揚貨装置の応用運転については当該教習を受ける者1人を1単位とし，揚貨装置の合図の基本作業については当該教習を受ける者10人以内を1単位として行うものとする。
- 第1項の教習科目のうち，揚貨装置の基本運転については1回の運転時間が30分以上60分以下のものを1日1回行うこととし，揚貨装置の応用運転については1回の運転時間が30分以上60分以下のものを1日1回又は2回行うこととする。

(修了試験)

第2条 揚貨装置運転実技教習においては，修了試験を行うものとする。

- 前項の修了試験は，揚貨装置の応用運転，揚貨装置の運転のための合図について，労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第21条第5号ニの技能検定員が行うものとする。

クレーン取扱い業務等特別教育規程

昭和47年9月30日労働省告示第118号
改正 昭和53年9月29日労働省告示第107号

(クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

第1条 クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第21条第1項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時間
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 プレーキ機能 取扱い方法	3時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	3時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	2時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン則中の関係条項	1時間

3 第1項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	3時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	1時間

クレーン等運転関係技能講習規程（抄）

平成6年9月16日労働省告示第92号
改正 平成18年2月16日厚生労働省告示第57号

（講師）

第1条 床上操作式クレーン運転技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第20第14号及び第15号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（法）別表第20第14号及び第15号

14 床上操作式クレーン運転技能講習

講習科目	条 件	
学 科 講 習	床上操作式クレーンに関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 2 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	原動機及び電気に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 2 高等学校等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 2 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	関係法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等を卒業した者で、その後1年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 2 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実 技 講 習	床上操作式クレーンの運転 床上操作式クレーンの運転のための合図	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 2 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 3 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後5年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

玉掛け技能講習規程（抄）

昭和47年9月30日労働省告示第119号
改正 平成18年2月16日厚生労働省告示第38号

（講習科目の範囲及び時間）

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的な作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む。） 合図の方法	7時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による0.5トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

3 第1項の学科講習は、おおむね100人以内の受講者を、前項の実技講習は、10人以内の受講者を、それぞれ1単位として行うものとする。

クレーン・デリック運転士免許試験及び 移動式クレーン運転士免許試験規程

昭和47年9月30日労働省告示第120号

改正 平成18年2月16日労働省告示第39号

第1章 クレーン・デリック運転士免許試験

(学科試験)

第1条 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験（以下この条において「学科試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範囲
クレーン及びデリックに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回、走行、トロリの横行等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法
原動機及び電気に関する知識	電動機 電流、電圧及び抵抗 電力及び電力量 配線、集電装置、配電盤、開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）中の関係条項

- 2 学科試験は、筆記試験によつて行なう。
- 3 学科試験の試験時間は、全科目を通じて2時間30分とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、学科試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

労働安全衛生法（抄）

昭和47年6月8日法律第57号
改正 平成26年12月1日法律第82号

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 2 労働者 労働基準法第9条*に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）をいう。
- 3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
3の2 化学物質 元素及び化合物をいう。
- 4 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

- 2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

* 労働基準法第9条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

労働安全衛生法施行令（抄）

昭和47年8月19日政令第318号
改正 令和元年6月5日政令第19号

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 13 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500トン未満の船舶（船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が500トン未満から500トン以上となつたもの（510トン未満のものに限る。）のうち厚生労働省令で定めるものを含む。）において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）

（型式検定を受けるべき機械等）

第14条の2 法第44条の2第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 4 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

労働安全衛生規則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第32号
改正 平成29年3月10日厚生労働省令第16号

第1編 通 則

第3章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第1節 機械等に関する規制

（規格に適合した機械等の使用）

第27条 事業者は、法別表第2に掲げる機械等及び令第13条第3項各号に掲げる機械等については、法第42条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

（通知すべき事項）

第27条の2 法第43条の2の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 通知の対象である機械等であることを識別できる事項
- 2 機械等が法第43条の2各号のいずれかに該当することを示す事実

（安全装置等の有効保持）

第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、^{おお}覆い、^{おお}囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

第29条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 1 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
- 2 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
- 3 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
- 4 安全装置が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者申し出ること。

機械等検定規則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第45号
改正 平成25年1月9日厚生労働省令第3号

第2章 型式検定

（型式検定合格証）

第9条 型式検定実施者は、新規検定に合格した型式について、型式検定合格証（様式第8号）を新規検定申請者に交付する。

（型式検定合格証の有効期間）

第10条 法44条の3第1項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定（当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第44条の3第2項の規定による型式検定（以下「更新検定」という。）の基準となつた第8条第1項第1号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。

- 1 令第14条の2第1号から第4号*まで及び第7号から第12号までに掲げる機械等 3年
- 2 令第14条の2第5号及び第6号に掲げる機械等 5年

（型式検定合格証の有効期間の更新）

第11条 更新検定を受けようとする者は、型式検定合格証の有効期間の満了前に、更新検定申請書（様式第9号）に次の書面及び図面を添えて、型式検定実施者に提出しなければならない。

- 1 有効期間の更新を受けようとする型式検定合格証
- 2 第6条第1項各号に掲げる図面及び書面

*（令）第14条の2第4号「クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置」（189ページ）

労働基準法 (抄)

昭和22年4月7日法律第49号
改正 平成24年6月27日法律第42号

第5章 安全及び衛生

第42条 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

第6章 年少者

(危険有害業務の就業制限)

第62条 使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

第6章の2 妊産婦等

(危険有害業務の就業制限)

第64条の3 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 第2項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

年少者労働基準規則（抄）

昭和29年6月19日労働省令第13号
改正 平成19年6月1日厚生労働省令第86号

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第8条 法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。（略）

- 3 クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
- 5 最大積載荷重が2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが15メートル以上のコンクリート用エレベーター運転の業務
- 10 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

女性労働基準規則（抄）

昭和61年1月27日労働省令第3号
改正 平成24年10月1日厚生労働省令第143号

（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第2条 法第64条の3第1項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 4 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務
 - 6 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
- 2 法第64条の3第1項の規定により産後1年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第1号から第12号まで及び第15号から第24号までに掲げる業務とする。ただし、同項第2号から第12号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第23号までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。